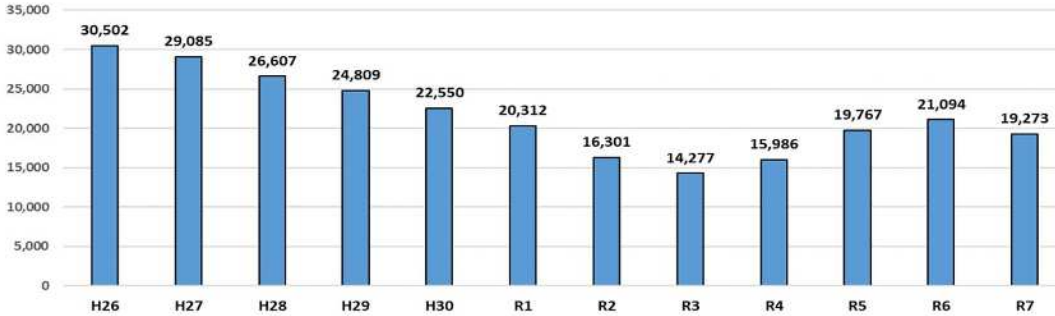
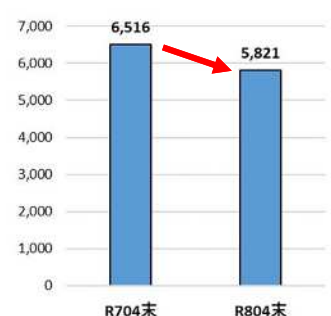
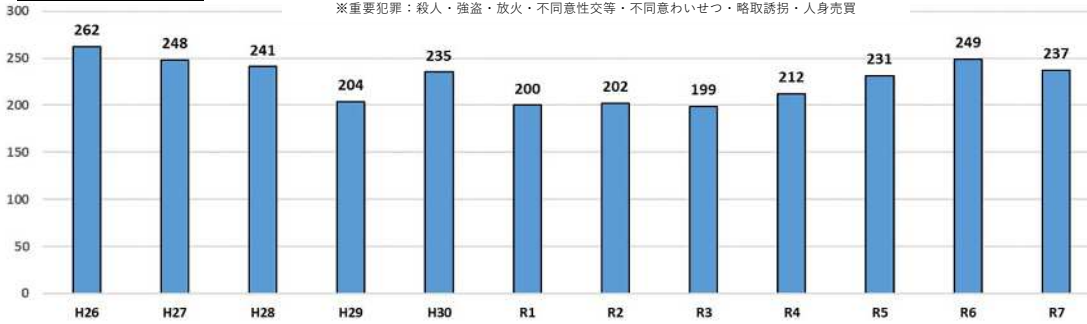
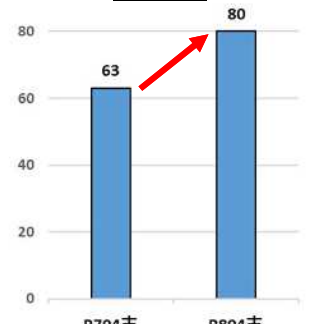


治安概況
○ 県民の生活を犯罪から守るための取組
1 刑法犯認知件数

前年同期比


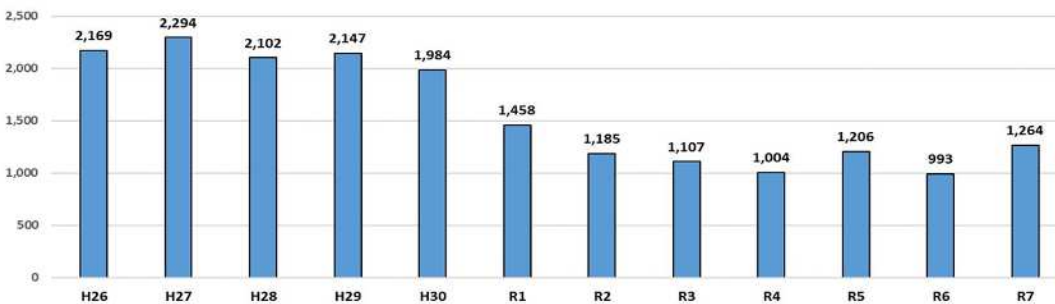
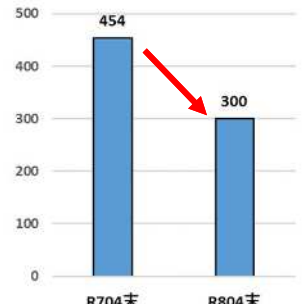
-695件 (-10.7%)

- 県民に防犯対策等を直接働き掛ける「巡回連絡を活用した犯罪へのディフェンス力強化対策」を推進し、約64万世帯に実施
- 県警察の防犯アプリ「いばらきポリス」（令和8年4月現在のダウンロード数約25万件）を活用し、タイムリーに情報発信
- 犯罪総量抑制プランに基づく、犯罪の総量抑制対策を推進

2 重要犯罪認知件数

前年同期比


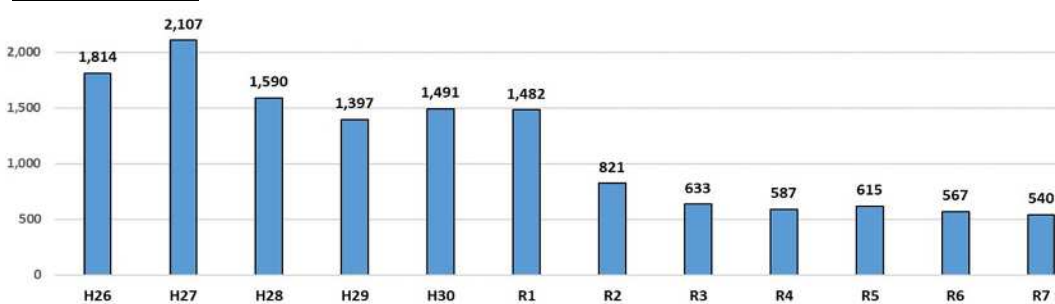
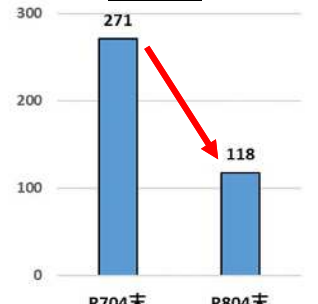
+17件 (+27.0%)

- 令和8年2月に筑西市内において連続発生した不審火について、非現住建造物等放火罪で少年を検挙（R8.4）
- 令和8年4月22日の坂東市内コンビニ強盗未遂事件について、即日、取手市内で被疑者を検挙（R8.4）

3 住宅侵入窃盗認知件数

前年同期比


-154件 (-33.9%)

- 令和7年中は県南・県西地域を中心に、夜間家人等の就寝時に侵入する手口（忍込み）による被害が増加
- 住宅の常時施錠の習慣化、防犯フィルムの貼付や補助錠の取付け等による窓ガラスの強化を呼び掛け
- 県西地域を中心に空き巣等を取行していた被疑者3名を検挙（R8.4）

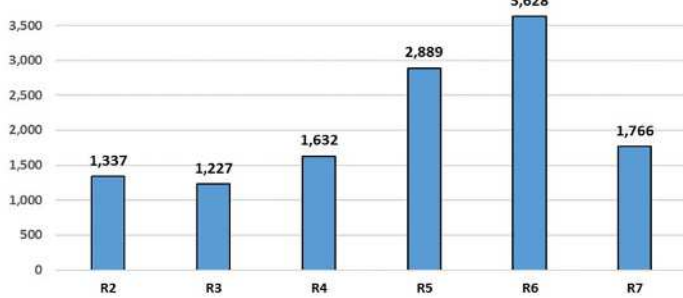
4 自動車盗認知件数

前年同期比


-153件 (-56.5%)

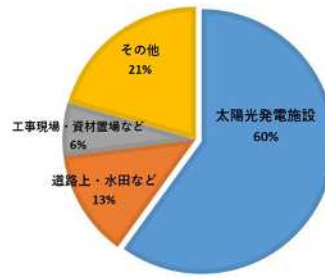
- 盗難車両の処分先であるヤードへの立入検査や行政処分を推進
- 強固なハンドルロックやタイヤロックの活用など複数の防犯対策を呼び掛け
- 盗難車のエンジン15基をUAEに向けて不正に輸出しようとした被疑者1名を検挙（R8.4）

治安概況

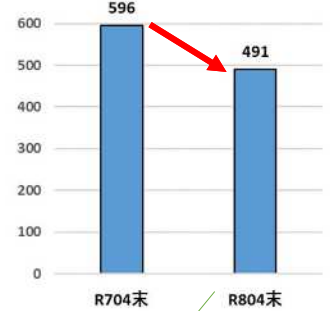
5 金属盗認知件数



発生場所内訳(令和7年中)



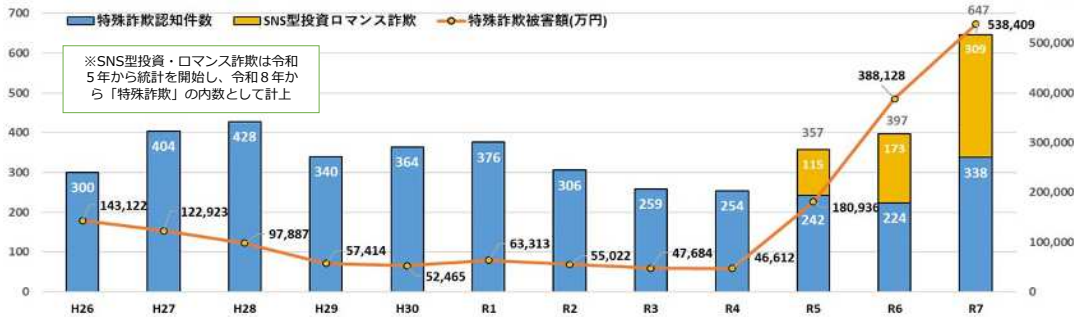
前年同期比



-105件(-17.6%)

- 茨城県特定金属類取扱業に関する条例が全部改正され、取引時の身分確認等が厳格化 (R7.4)
- 金属買取業者への立入検査や行政処分、緊急配備支援システムを活用した検挙対策を推進
- 県北地域で廃校等の金属ケーブルを対象に窃盗を敢行していた被疑者3名を検挙 (R8.3)

6 特殊詐欺認知件数及び被害額



前年同期比

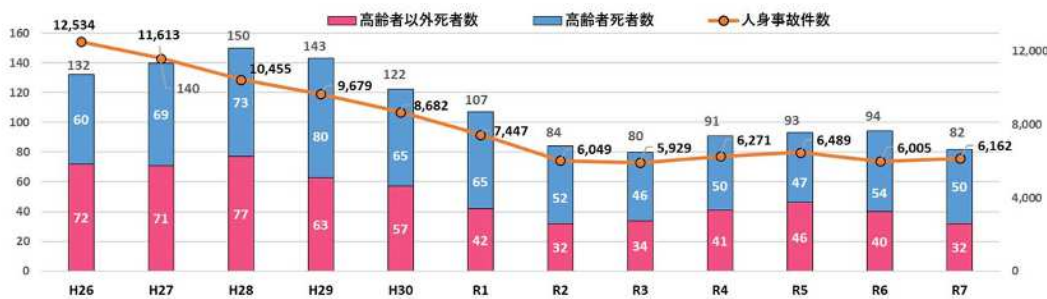


+122件 (+約11億0,580万円)

- 1件当たりの被害額が1,000万円を超える警察官騙りの詐欺が多発し、被害総額を押し上げ
- 茨城県企業防衛対策協議会と特殊詐欺等の被害防止に関する協定を締結 (R8.2)
- SNS型投資ロマンス詐欺による犯罪収益を収受した被疑者2名を組織犯罪処罰法違反で検挙 (R8.1)

総合的な交通安全対策

7 人身交通事故件数等



前年同期比

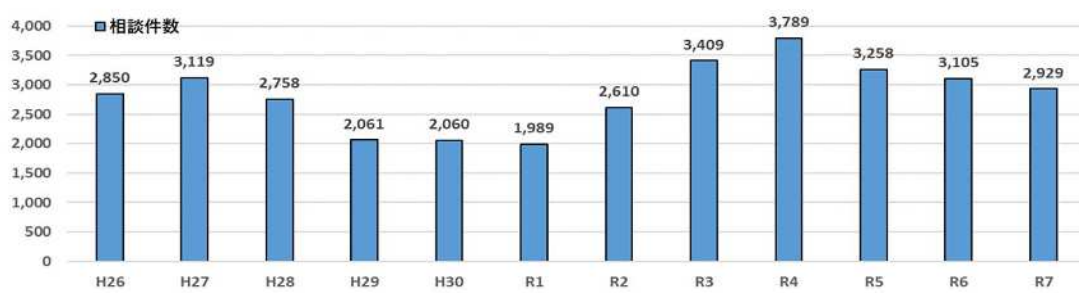


+71件(+8人)

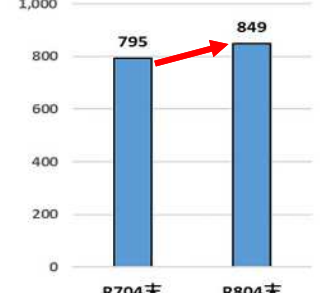
- シートベルトの着用促進、安全運転サポート車の普及啓発等の高齢運転者の交通事故防止対策を推進
- 「光って 照らして Let's do it」、ハンドサイン運動、横断歩行者妨害の取締り等の歩行者事故防止対策を推進
- 悪質・危険な運転者に対する厳正な取締りを推進し、令和8年4月末、飲酒運転330件(前年比+40件)検挙

多様化する脅威への対策

8 サイバー犯罪相談件数



前年同期比



+54件

- 不正アクセス、詐欺・悪質商法、個人情報窃取の被害相談が全体の約8割(694件)
- サイバー防犯ボランティアと連携したサイバー犯罪被害防止キャンペーン等を実施 (R8.3)

令和8年度犯罪総量抑制プランの概要

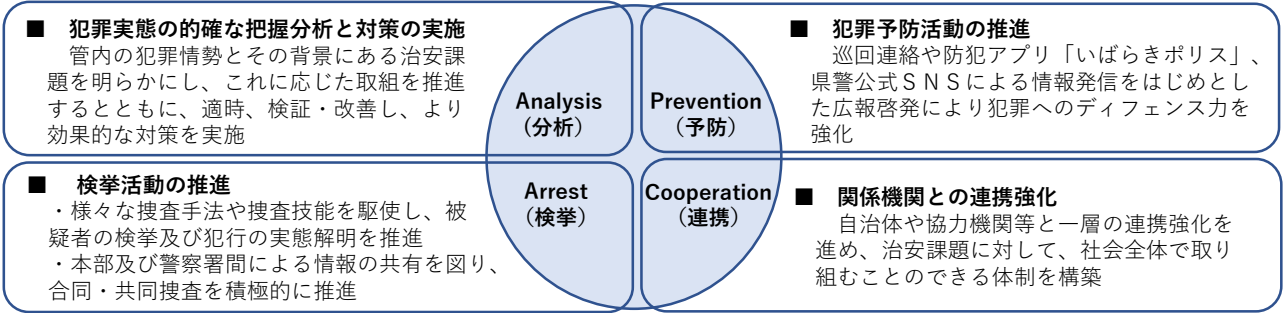
目的

令和7年中の本県の治安情勢は、3年連続で増加していた刑法犯認知件数が減少に転じたほか、県が実施した意識調査で「住んでいる地域の治安が良い」と答えた県民の割合が過去最多となるなど、改善の兆しが見られた。

一方で、人口当たりの刑法犯認知件数は、依然として全国の中で高い水準にあるほか、住宅侵入窃盗や特殊詐欺が前年比で増加するなど、予断を許さない状況にある。

そこで、全職員が統一の方針の下で犯罪の総量抑制に取り組むことで、治安改善の兆候を確かな傾向に変え、安全安心を実感できる地域社会の確立を実現するため、本プランを策定した。

取組方針



犯罪の総量抑制に向けた推進項目

1 住宅侵入窃盗

【抑止対策】

- 鍵掛けの徹底や防犯フィルム、補助錠など複数の防犯対策を呼び掛け
- 住宅防犯診断の実施による防犯対策の促進
- 古物・質屋営業者に盗品の疑いがあるとき等の通報を依頼
- 住宅メーカーに防犯性能の高い建物部品の普及活動を依頼
- 各市町村で実施している防犯カメラ等の設置補助事業の利用呼び掛け

【検挙対策】

- 徹底した鑑識活動による証拠資料の収集
- 防犯カメラ画像の回収や聞き込み捜査による情報収集
- 被害品の手配及び盗品捜査
- 窃盗常習者に対する捜査

2 自動車盗

【抑止対策】

- ハンドルロックやタイヤロックなど複数の防犯対策を呼び掛け
- 車両防犯診断の実施による防犯対策の促進
- ヤード条例を活用した未把握ヤードの新規把握
- 自動車解体ヤードへの立入検査、行政処分の実施による不適格者の排除
- 保険会社等を通じた被害対象車両所有者への個別の情報発信
- 関係機関が所管する法令を駆使した立入、行政指導の働き掛け

【検挙対策】

- 鑑識活動や防犯カメラ画像の回収等の初動捜査の徹底
- 緊急配備支援システムを活用した手配車両の捕捉・検挙
- 事件分析による犯行グループの早期把握
- 他都道府県警察との合同捜査の推進
- 組織実態の解明と各種法令による検挙

3 金属盗

【抑止対策】

- 太陽光発電事業者等に対する自主防犯対策の働き掛け
- 不審者（車両）に対する情報提供と発見時の通報依頼の呼び掛け
- 特定金属類取扱業者への立入検査、行政処分の実施による不適格者の排除
- 関係機関が所管する法令を駆使した立入、行政指導の働き掛け

【検挙対策】

- 機械警備への即応による犯行現場での検挙活動
- 緊急配備支援システムを活用した手配車両の捕捉・検挙
- 他都道府県警察との合同捜査の推進
- 悪質な金属買取業者の取締り

4 特殊詐欺

【抑止対策】

- 幅広い年齢層への手口等の周知による注意喚起
- みんなでとめよう！！国際電話詐欺（#みんとめ）運動の推進
- 警察庁推奨アプリの県民への普及に向けた取組の推進
- 官民連携による広報啓発活動の推進
- 金融機関・コンビニエンスストア等との連携による水際対策の推進

【検挙対策】

- 突き上げ捜査による上位被疑者の検挙
- 組処法を適用した資金剥奪による犯行グループの弱体化
- 特殊詐欺連合捜査班（T A I T）との連携

5 自転車盗

【抑止対策】

- 学校との協働による自主的な自転車盗難防止対策の推進
- 駐輪場の管理者対策の実施及び防犯カメラ設置の働き掛け
- 防犯登録が未登録の者に対する登録呼び掛け
- ナッジ理論を活用した防犯対策の実施

【検挙対策】

- 発生多発場所付近における職務質問による検挙
- 盗品転売を考慮した盗品捜査

6 万引き

【抑止対策】

- 商業施設、小売り店舗に対する立ち寄り警戒等の実施
- 店舗等への被害届出（全件通報）の要請
- 店舗に対する防犯対策の助言、指導
- 非行防止教室の開催による少年の規範意識の醸成
- 万引き被疑者の再犯防止のための各種窓口の教示

【検挙対策】

- 防犯カメラ画像の捜査や遺留物の鑑識活動等客観証拠の収集
- 窃盗常習者に対する捜査

7 農作物盗難

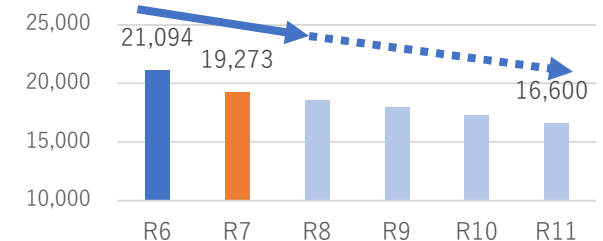
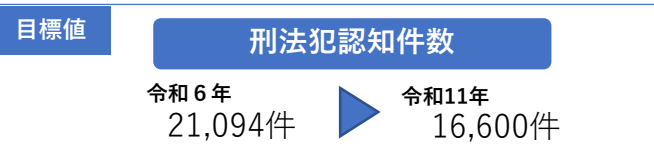
【抑止対策】

- 市町村や関係団体等と連携した広報啓発、合同パトロールの実施

【検挙対策】

- 被害実態に応じたよう撃・張り込み捜査
- 不審者（車両）への職務質問による検挙
- ドローンを活用した犯罪企図者の早期発見・確保等の推進

8 各署の犯罪情勢を分析した上で、治安課題へ対応



令和 8 年 6 月 2 日 開 会

①

令和 8 年 第 2 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案

茨 城 県

令和8年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第79号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 …………… 1
第80号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例 …………… 2
第81号議案	茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 …………… 5
第82号議案	茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例 …………… 6
第83号議案	茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例 …………… 8
第84号議案	茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例 …………… 10
第85号議案	茨城県特定金属類取扱業に関する条例の一部を改正する条例 …………… 11
第86号議案	法人に対する出資について …………… 13
報告第2号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について …………… 15

報 告

別記 2

和解について

竜ヶ崎警察署所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人

2 和解の内容

- (1) 令和7年5月23日（金）午後1時9分頃、取手市藤代604番地2地先県道上で発生した事故
- (2) 事故の概要

竜ヶ崎警察署所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の軽乗用自動車に追突し、損害を与えた。

- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 568,689円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年4月24日

茨城県知事 大井川 和彦

令和8年第2回定例会

報 告

茨 城 県

目 次

	頁
1 和解について	1
2 和解について	2
3 和解について	3
4 訴えの提起について	4
5 訴えの提起について	5
6 損害賠償の額の決定について	6
7 損害賠償の額の決定について	7
8 損害賠償の額の決定について	8
9 弾力条項の適用について	9

2 和解について

仮運転免許に係る自動車等の運転に必要な知識についての運転免許試験の採点誤りにより生じた損害について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人 外87名

2 和解の内容

- (1) 令和6年3月25日（月）から令和7年7月11日（金）までの間に実施した仮運転免許に係る自動車等の運転に必要な知識についての運転免許試験において、相手方が合格基準に達していたが、採点を誤ったことにより不合格となり、損害を与えた。
- (2) 茨城県が支払う損害賠償額 463,316円

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年5月7日

茨城県知事 大井川 和彦

3 和解について

警備課所属の職員が下記和解の相手方が所有する物品を破損した事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル16F

株式会社クラフティ

代表取締役 風間 哲也

2 和解の内容

(1) 事故の概要

令和6年5月21日(火)午後4時頃から同月22日(水)午後6時頃までの間に、相手方の液晶モニターを東茨城郡茨城町大字上石崎4667番地4茨城県警察学校で保管し、及び水戸市千波町2078番地の1水戸プラザホテルに搬送し、設営する過程で、警備課所属の職員が、相手方の液晶モニターに損害を与えた。

(2) 茨城県が支払う損害賠償額 58,520円

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年5月14日

茨城県知事 大井川 和彦

令和 8 年 第 2 回 定 例 会

報 告

(繰 越)

茨 城 県

1 令和7年度 茨城県一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和7年度茨城県一般会計予算を繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別記のとおり報告する。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

別 記

令和7年度 茨城県一般会計

款	項	事業名	金額
1 議会費			円 168,110,000
	1 議会費	議会庁舎整備費	168,110,000
2 総務費			2,701,512,000
	1 総務管理費		2,701,512,000
		公共施設等総合管理計画推進費	237,800,000
		維持修繕費	365,514,000
		電気保安管理費	111,143,000
		県庁舎維持管理費	1,304,297,000
		県庁舎長寿命化対策推進費	240,317,000
総務事務集約化推進費	442,441,000		
3 企画開発費			5,494,974,000
	1 企画費	企画行政推進費	16,348,000
	2 開発費		5,478,626,000
		地域鉄道設備等整備促進費	40,626,000
		湊鉄道線支援事業費	33,000,000
水道事業出資金	5,405,000,000		
4 生活環境費			9,047,373,000
	1 生活文化費	県民文化センター施設整備費	140,294,000
	2 環境保全費		8,907,079,000
鳥獣センター費		29,934,000	

予算繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 15,359,000	円 —	円 県 債 11,300,000	円 4,059,000
15,359,000	—	県 債 11,300,000	4,059,000
511,745,000	—	県 債 314,600,000	197,145,000
511,745,000	—	県 債 314,600,000	197,145,000
35,244,000	—	—	35,244,000
101,612,000	—	県 債 73,600,000	28,012,000
11,751,000	—	—	11,751,000
145,004,000	—	県 債 108,500,000	36,504,000
161,506,000	—	県 債 132,500,000	29,006,000
56,628,000	—	—	56,628,000
2,616,164,000	—	県 債 2,603,900,000	12,264,000
12,244,000	—	—	12,244,000
2,603,920,000	—	県 債 2,603,900,000	20,000
4,610,000	—	県 債 4,600,000	10,000
12,310,000	—	県 債 12,300,000	10,000
2,587,000,000	—	県 債 2,587,000,000	—
4,742,925,000	—	県 債 4,274,900,000	468,025,000
13,200,000	—	県 債 11,800,000	1,400,000
4,729,725,000	—	県 債 4,263,100,000	466,625,000
8,365,000	—	県 債 6,200,000	2,165,000

		都市地域計画策定費	74,093,000
		市町村等土地区画整理県道支援事業費	17,590,000
		国補公園事業費	1,057,631,000
		公園施設費	1,236,106,000
		市町村下水道整備支援事業費	23,700,000
		市町村公共下水道受託事業費	441,751,000
	6 住宅費		3,962,253,000
		住宅管理費	2,467,392,000
		公営住宅建設費	1,494,861,000
	14 警察費		5,022,555,000
	1 警察管理費		3,535,274,000
		被服調製費	278,228,000
		警察施設改修費	1,196,366,000
		警察署等建設整備費	1,256,760,000
		自動車運転免許事務費	803,920,000
	2 警察活動費		1,487,281,000
		ヘリコプター運航管理費	502,530,000
		特定交通安全施設整備費	984,751,000
	15 教育費		8,257,263,000
	1 教育総務費		229,732,000
		運営費	150,609,000

8,540,000		—		—	8,540,000
11,000,000		—	県債	9,900,000	1,100,000
551,797,854		—	国庫債 県債 計	260,396,754 247,100,000 507,496,754	44,301,100
176,568,000		—		—	176,568,000
5,316,000		—		—	5,316,000
268,036,000		—	諸収入	268,036,000	—
962,746,800	使用料	21,666,000	国庫債 県債 計	448,655,000 470,200,000 918,855,000	22,225,800
21,666,000	使用料	21,666,000		—	—
941,080,800		—	国庫債 県債 計	448,655,000 470,200,000 918,855,000	22,225,800
1,891,956,000	手数料	2,275,000	国庫債 県債 計	202,344,000 1,302,700,000 1,505,044,000	384,637,000
1,664,586,000	手数料	2,275,000	国庫債 県債 計	199,124,000 1,078,600,000 1,277,724,000	384,587,000
35,309,000		—		—	35,309,000
730,843,000		—	県債	573,600,000	157,243,000
879,259,000		—	国庫債 県債 計	199,124,000 488,100,000 687,224,000	192,035,000
19,175,000	手数料	2,275,000	県債	16,900,000	—
227,370,000		—	国庫債 県債 計	3,220,000 224,100,000 227,320,000	50,000
220,930,000		—	県債	220,900,000	30,000
6,440,000		—	国庫債 県債 計	3,220,000 3,200,000 6,420,000	20,000
4,541,285,000	諸収入	13,034,000	県債	3,569,500,000	958,751,000
53,896,000		—	県債	41,200,000	12,696,000
8,083,000		—		—	8,083,000

「茨城県犯罪被害者等支援条例」に基づく年次報告について

県民生活環境部・教育庁・警察本部

1 令和7年度の主な実績

本条例に基づき、「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定し、茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会において、各施策の進行管理・点検等を行った。

〈県民生活環境部〉

(1) 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供(生活文化課)

【R8 予算：788 千円 (R7 予算：322 千円)】

○茨城県犯罪被害者等支援条例及び各種相談窓口の広報啓発を実施。

(前年度実績)

- ・ SNS、ホームページ、県広報紙による広報を実施した。
- ・ 広報ポスター1,100枚を制作し、県内中学校、高等学校、関係機関等へ配布した。
- ・ いばらき被害者支援センター相談等実績：1,422件（前年度比△32件）
- ・ 延べ118万人を対象に広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施し、108,520人から有効回答を得た。

〔 茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：18.0%
いばらき被害者支援センターの認知度：24.2%
性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：23.4% 〕

(2) 多機関ワンストップ支援体制の充実(生活文化課)

【R8 予算：0 千円 (R7 予算：2,865 千円)】

○令和6年4月より、多機関と連携したワンストップ支援体制のもとで被害者支援を実施するとともに、支援体制の充実・強化を図るため、被害者支援コーディネーターを専従配置。

(前年度実績) 多機関連携による支援件数 10件

〈教育庁〉

(1) 学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上(生徒支援・いじめ対策推進室)

【R8 予算：0 千円 (R7 予算：0 千円)】

○問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催し、対応能力の向上を図った。

(前年度実績)

- ・ 生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2回
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：3回
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した校内研修会：100%実施
- ・ 校内オンライン相談窓口設置校数：小中学校(100%)

〔警察本部〕

（１）茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）（警務課）

【R8 予算：55 千円（R7 予算：0 千円）】

- 茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士の紹介を実施。
（前年度実績）10 件

（２）いばらき被害者支援センターへの財政支援（警務課）

【R8 予算：4,000 千円（R7 予算：3,250 千円）】

- いばらき被害者支援センターへの財政支援を実施。

（３）被害直後における居住場所の確保（警務課）

【R8 予算：355 千円（R7 予算：355 千円）】

- 緊急避難場所の確保やハウスクリーニングに要する経費の公費負担を実施。
（前年度実績）緊急避難場所確保 4 件、ハウスクリーニング 1 件

（４）医療費等及びカウンセリング費用の公費負担（警務課）

【R8 予算：5,344 千円（R7 予算：5,432 千円）】

- 犯罪被害者等に対し「身体犯被害者の診断書料、初診料」「犯罪被害者等に係るカウンセリング費用」などの公費負担を実施。
- 全国の薬局において緊急避妊薬の販売が開始されたことを受け、緊急避妊薬の購入費について、公費負担できるよう調整。
- 犯罪により、着用していた制服等を破損・汚損した犯罪被害者等に係る制服購入費等の公費負担制度を制定。

2 今後の取組

「被害者支援に係る相談窓口等の広報啓発活動の充実」、「学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上」、「多機関ワンストップ支援体制のさらなる充実」を重点施策として取り組むほか、各種施策の検証等を行いながら、更なる支援の充実を図る。

「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」に基づく年次報告について

県民生活環境部・福祉部・教育庁・警察本部

1 令和7年度の主な実績

本条例に基づき、「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定し、茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会において、各施策の進行管理・点検等を行った。

<県民生活環境部>

(1) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の運営に係る財政支援（生活文化課）

【R8 予算：8,601 千円（R7 予算：8,239 千円）】

- 性暴力被害に係る相談支援窓口の運営主体であるいばらき被害者支援センターが適切かつ円滑な支援ができるよう、運営費や被害者の治療に係る医療費等の補助（前年度実績） 電話相談：652 件 面接相談：38 件 病院等への付き添い支援等：12 件

(2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報（生活文化課）

【R8 予算：3,740 千円（R7 予算：3,356 千円）】

- 性暴力被害者サポートネットワーク茨城が行う被害相談、医療面のケア等について、周知を実施

（前年度実績）

- ・ 広報用カード 155,000 枚を作成し、県内中高生や関係機関等に配布した。
- ・ 延べ 118 万人を対象に広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施し、108,520 人から有効回答を得た。

（茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：18.0%
いばらき被害者支援センターの認知度：24.2%
性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：23.4%）

<福祉部>

(1) 性暴力を行った者などからの相談支援（福祉政策課）

【R8 予算：0 千円（R7 予算：0 千円）】

- 相談窓口の周知を行うとともに、精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて治療施設等の紹介等を実施

（前年度実績）10 件

(2) 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出（福祉政策課）

【R8 予算：124 千円（R7 予算：0 千円）】

- 子どもに対する性犯罪が県民生活に与える深刻な影響に鑑み、子どもに対する性犯罪をした者から、住居の届出を受理

（前年度実績）4 件

<教育庁>

(1) 学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上(生徒支援・いじめ対策推進室)

【R8 予算：0 千円 (R7 予算：0 千円)】

- 問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催し、対応能力の向上を図った。

(前年度実績)

- ・生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：3回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会：100%実施
- ・校内オンライン相談窓口設置校数：小中学校(100%)

(2) 「生命(いのち)の安全教育」等の推進(保健体育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、私学振興室)

【R8 予算：64,884 千円 (R7 予算：62,911 千円)】

- 性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、県内公立学校の児童生徒を対象に、発達段階や学校の状況を踏まえ、「生命(いのち)の安全教育」を推進
- 私立高等学校等に「生命(いのち)の安全教育」の活用を促すとともに、心の教育や人権教育の推進に係る取組を実施する私立学校などに対し、補助を実施

(前年度実績)

- ・全ての公立小中高高等学校において、「生命(いのち)の安全教育」を実施
- ・心の教育、人権教育を実施する私立学校に対し、「経常費補助金(特別分)」の増額措置を実施

<警察本部>

(1) 性犯罪被害相談「勇気の電話」による相談(警務課)

【R8 予算：26 千円 (R7 予算：26 千円)】

- 性犯罪被害者やその家族を対象に、24 時間体制で相談対応を行うとともに、各種イベントや SNS、市町村広報紙を活用し、県民に対して犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動を実施

(前年度実績) 相談受理件数 322 件

(2) 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援(法律相談)(警務課)

【R8 予算：55 千円 (R7 予算：0 千円)】

- 茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士の紹介を実施

(前年度実績) 10 件(うち性暴力 6 件)

(3) 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談(警務課)

【R8 予算：0 千円 (R7 予算：0 千円)】

- 公認心理師等による適切なカウンセリング、相談対応を実施

(前年度実績) 事件数：31 事件 人数：61 名 回数：130 回(うち性暴力 11 事件、13 名、33 回)

2 今後の取組

- 「被害者支援に係る相談窓口等の広報啓発活動の充実」、「学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上」、「生命（いのち）の安全教育等の推進」、「多機関ワンストップ支援体制のさらなる充実」を重点施策として取り組むほか、各種施策の検証等を行いながら、更なる支援の充実を図る。
- 新たに 11 月に設定した「茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間」において、月間中、性暴力の根絶に係る施策を所管する関係部局や市町村、関係機関・団体と連携し、性暴力の根絶に資する各種啓発を実施する。

「茨城県特定金属類取扱業に関する条例」及び「茨城県特定金属類取扱業に関する条例施行規則」の一部改正について

1 改正の背景

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（金属盗対策法）」が令和8年6月1日に全面施行されたことから、同法との整合を図りつつ、事業者の負担軽減と規制の実効性を確保するため、茨城県特定金属類取扱業に関する条例及び同施行規則の一部を改正するもの

2 条例の主な改正点（改正条例の概要）

	金属盗対策法	現行条例	改正条例
対象金属	銅	アルミニウム 鉄 銅	アルミニウム 鉄 銅
許可基準		14項目（暴力団員）	3項目追加 ①暴力団員やそれに準ずる者 ②暴力的要求行為の依頼者 ③住居不定
変更届出提出期限	規則で定める （変更の日から14日）	30日以内	規則で定める （変更の日から14日）
みなし規定 （新規）		なし	金属盗対策法の変更届出の提出を、 条例の変更届出とみなす
本人確認義務 除外規定	過去に取引があり、口座振込 で支払い	少額取引（200円未満）	・金属盗対策法で本人確認を行った場合 ・過去に取引があり、口座振込で支払
盗難等の疑いがある 場合の申告	申告義務あり	申告義務あり	金属盗対策法での申告をした場合は、 条例での申告義務を免除する
本人確認記録 作成時期	本人確認後、直ちに	金属の買受の都度	本人確認後、直ちに
本人確認記録保存の起点 （3年間）	買受けの行われた日	作成の日	買受け等の行われた日
取引記録作成時期	買受け後、直ちに	金属の受取・引渡しの際	買受け等後、直ちに
取引記録保存の起点 （3年間）	買受けの行われた日	作成の日	売買等の行われた日

3 施行規則の主な改正点

(1) 特定金属類を回収することができる製品の追加（第3条関係）

解体することにより、アルミニウム、鉄、銅及びその合金を回収することができる製品に、電気温水機器のヒートポンプを加える。

(2) 不許可事由となる行為に関する規程の新設（第6条関係）

特定金属類取扱業の不許可事由となる暴力的不法行為その他の罪に当たる行為に該当する各種法令違反について明記する（※令和9年1月1日施行）。

(3) 許可申請時の添付書類の改正（第8条関係）

特定金属類取扱業の許可申請時に添付する書類のうち「履歴書」を「最近5年間の略歴を記載した書面」に改め、法の開始届出書の添付書類と重複する書類については添付を要しないこととする旨の規定を加える。

(4) 変更届出書の提出期限の改正（第9条）

許可を受けた事項に変更があったときに提出する変更届出書の提出期限を「30日以内」から「14日以内」に改める。

(5) 本人確認及び取引記録に関する規定の見直し（第14条から第19条及び第21条から第24条関係）

本人確認及び取引記録に係る規定を整理し、法の規定に準じた内容に改める。

(6) 本人確認を不要とする場合の規定の新設（第20条関係）

過去に取引を行った相手と再度口座振込による取引をする場合及び特定金属類を自ら輸入する場合において、取引の相手方の本人確認を不要とする旨を定める。

(7) その他

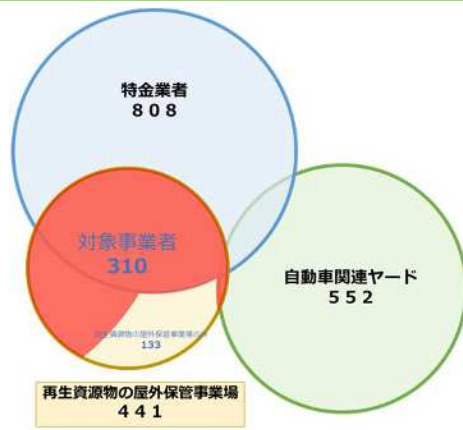
用字用語を整理する。

4 改正条例の公布予定日

令和8年6月下旬公布予定（第2回茨城県議会定例会会期上程）

ヤード対策の推進について

1 ヤードの現状



県による監視指導の対象

再生資源物の
屋外保管事業場

金属スクラップ、
廃プラスチックを
屋外保管する事業場

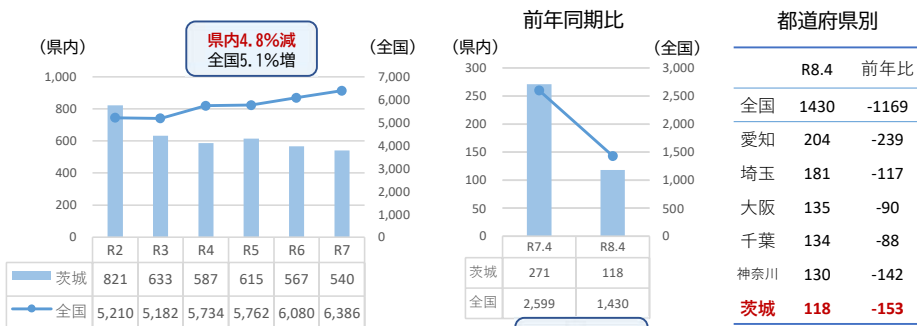
外部から保管状況を確認できる
構造の囲いの設置を義務付け

いわゆるスクラップヤード

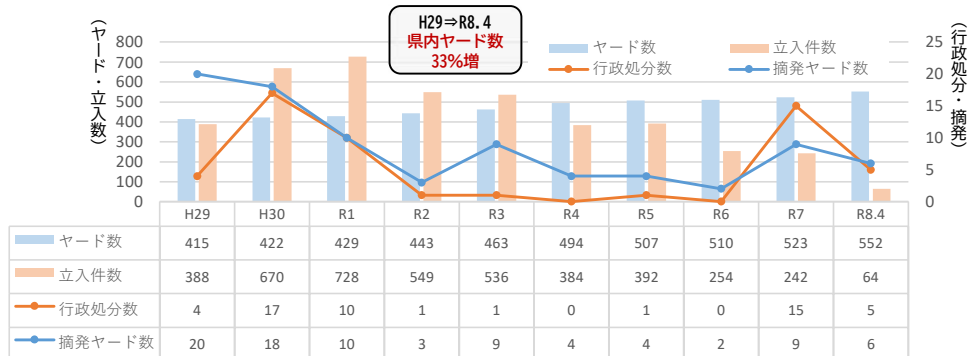
※対象事業者とは、再生資源物の屋外保管事業場のうち、警察所管の法令で立入できる事業者

2 自動車盗対策

(1) 自動車盗の認知件数

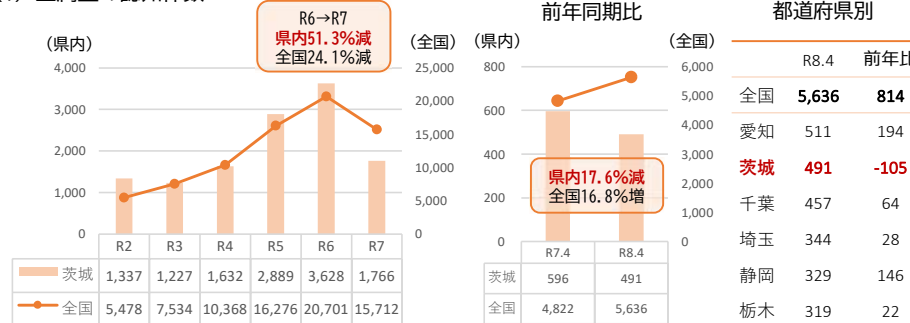


(2) 自動車関連ヤードに対する取組状況



3 金属盗対策

(1) 金属盗の認知件数



(2) 特定金属類取扱業者に対する取組状況 (R7.4 (条例施行) 以降)

- 申請件数 825件
- 許可件数 808件
- 立入件数 250件
- 行政処分数 下表のとおり

令和7年中

	行政処分	取消し	営業停止	指示処分	計
特金条例		1		12	13
古物営業法		2	1	9	12

令和8年4月末

	行政処分	取消し	営業停止	指示処分	計
特金条例			1	10	11
古物営業法				4	4

4 今後のヤード対策

ヤード警戒員の運用

ヤード警戒員を新たに10名導入し、ヤードの実態解明や立入検査等を強化

ヤード警戒員

- ・会計年度任用職員
- ・警察官〇B
- ・原則2名1組で活動

対象事業者

自動車関連ヤード

533か所 (R8.3末)

↓

593か所 (R8.5末)

特定金属類取扱業者

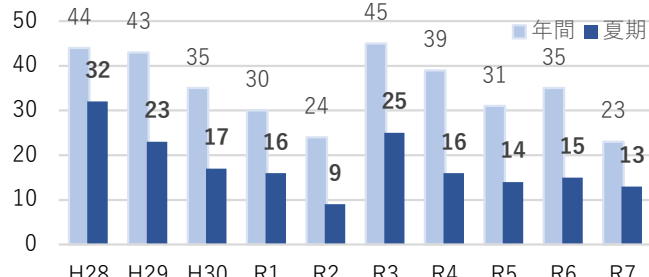
808業者 (R8.4末)

夏期における水難防止対策について

1 水難発生状況

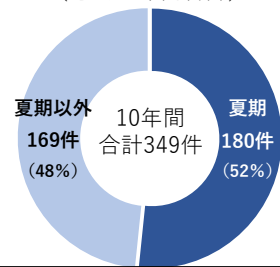
(1) 水難発生件数の推移（過去10年間）

（年間合計349件438人、夏期合計180件235人）



【発生件数に対する夏期の割合】

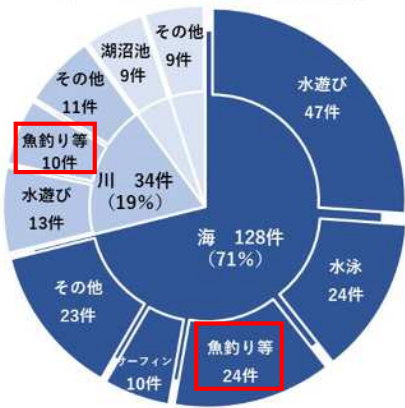
（過去10年間合計）



夏期（6月～8月）に集中

(2) 場所別・行為別発生件数

（過去10年間の夏期合計180件）



【「魚釣り等」における死者・行方不明者数の比率】
（過去10年間の夏期の死者・行方不明者数合計80人）

「魚釣り等」における水難者の6割以上が死亡・行方不明となっている。

61%

28%

	魚釣り等以外	魚釣り等
水難者	189人	46人
死者・行方不明者	52人	28人
比率	28%	61%

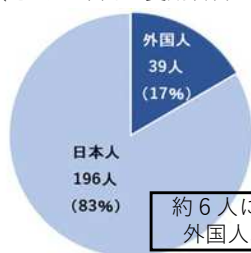
(3) 年代別水難者数（過去10年間の夏期合計235人）



年代別では10代が最多

(4) 外国人水難者数の割合

（過去10年間の夏期合計235人）



約6人に1人が外国人水難者

2 ヘッドランド周辺の水難発生状況

ヘッドランドとは

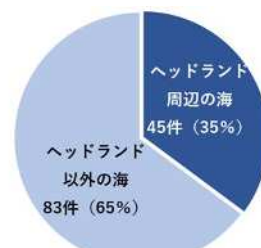
- ・ 砂浜の浸食防止を目的として建設されている人工岬で、神栖市から大洗町の鹿島灘海岸に34基設置されている。
- ・ ヘッドランド周辺は、穏やかに見えても離岸流が発生しやすい。
- ・ 離岸流とは岸から沖へ強く流れる海水の流れで、水泳オリンピック選手でも流れに逆らって泳ぐことは困難と言われている。



【ヘッドランド設置状況（鉾田市）】

(1) 海における場所別発生件数

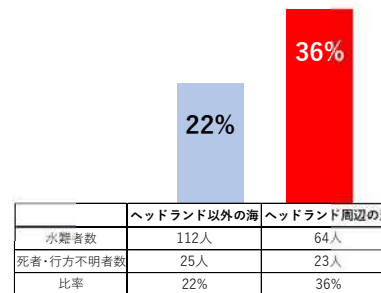
（過去10年間の夏期合計128件）



約3件に1件がヘッドランド周辺で発生

(2) 海における場所別死者・行方不明者数の比率

（過去10年間の夏期合計176人）



(3) ヘッドランド周辺での外国人死者・行方不明者数の割合

（過去10年間の夏期合計23人）



外国人死者・行方不明者数が4割超え

3 水難防止に向けた取組

01 パトロールによる水難危険箇所の警戒

- 警察用船舶・警察用航空機の効果的な運用
- ヘッドランドにおけるパトロール強化



02 広報啓発活動の推進

- 釣り人向けの注意喚起
- 年代に応じたチラシの作成
- 外国人に対する働き掛け



03 関係機関と連携した対策の推進

- 自治体・海上保安庁等との情報共有
- 危険箇所への防護柵や看板の設置



04 迅速な事案対応

- 消防や海上保安庁等と連携した救助活動



1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県暴力追放推進センター		
② 所在地	茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号		
③ 設立年月日	平成4年6月16日		
④ 代表者名	理事長 山口 恒巳		
⑤ 基本財産	804,311千円		
⑥ 設立根拠	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3		
⑦ 設立目的・経緯	暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする。		
⑧ 組織	役職員数	理事9人	監事2人 常勤職員4人、非常勤職員1人
	組織機構（課所単位まで）		
⑨ 出資状況	（上位5団体，出資者名，金額，割合） 1 茨城県 300,000千円（37.3%） 2 水戸市 7,734千円（1%） 3 日立市 6,450千円（0.8%） 4 つくば市 5,240千円（0.7%） 5 古河市 4,620千円（0.6%）		
⑩ 資産状況 （令和8年3月末現在）	（単位：千円）		
		金額	摘要
	流動資産	8,309	現金預金，未収金，前払金
	固定資産	815,530	基本財産，特定資産，その他
	資産合計	823,960	
	流動負債	430	未払金，預り金
	固定負債	0	
	負債合計	430	
正味財産	823,529		

2 令和7年度事業実績

(1) 事業内容

ア 広報啓発事業

○ 広報啓発活動

- ・ 暴追センターのホームページに不当要求防止責任者講習実施予定、暴力追放茨城県民大会開催予定等を掲載
- ・ 暴追センター機関誌「暴追茨城」(79号)の発行
- ・ リーフレット「茨城県暴力団排除条例が一部改正」や「暴追センターをご存じですか」、ポスター「暴力団追放」を関係団体、各種事業所等に配布
- ・ つくば市、古河市等で開催された大相撲巡業において行われた暴力追放キャンペーンに参加し、暴追センター名入りのチラシ、ティッシュを配布

○ 視聴覚教材の貸出

事業所・関係機関等に対し、暴追センター備付けの暴排DVD等の貸出

○ 暴力団排除意識の高揚

令和7年10月16日、ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホールにおいて「令和7年暴力追放茨城県民大会」を開催

暴力団排除団体関係者等約1,000名が参加し、暴力団排除意識の高揚と浸透を図った。

イ 相談・助言事業

○ 暴力団員による不当な行為の被害者等からの相談

常勤相談委員4名、非常勤相談委員8名の合計12名の相談委員体制により、民事、刑事を問わず暴力団に関する相談を受理し、問題解決に努めた

令和7年度の相談受理件数は556件 前年度比-189件 (-33%)

○ 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団組織からの離脱支援相談 1件

暴力団組織から逃げ出した者からの離脱相談 1件

○ 研修会等への講師の派遣

各地域、職域の暴力団排除活動団体等が主催する研修会等へ講師を派遣し、暴力団員からの不当要求による被害等を防止するための講話を実施

以下に記載のとおり 10回、254名に対し対応要領等を指導

- ・ 茨城県租税債権管理機構新任職員研修会 (R7.4.3 20名)
- ・ 証券警察連絡協議会 (R7.5.19 30名)
- ・ 茨城県県央福祉事務所主催の不当要求防止研修会 (R7.5.29 20名)
- ・ 茨城県遊技業協同組合通常総会 (R7.6.12 50名)
- ・ 公共料金等暴力対策協議会定期総会 (R7.6.19 20名)
- ・ 常陸那珂地区防犯連絡協議会 (R7.6.24 50名)
- ・ 生命保険協会茨城県協会研修会 (R7.9.12 25名)
- ・ 不当要求とカスハラ対策研修会(銚田市社会福祉協議会) (R8.3.6 20名)
- ・ 不当要求とカスハラ対策研修会(茨城県警備業協会) (R8.3.19 15名)
- ・ 水戸刑務所にて服役暴力団員の離脱指導面接の実施 (R8.3.25 4名)

ウ 助成・貸付事業

○ 暴力団追放活動支援金

令和7年8月2日第20回古河花火大会における配布物(暴排標語入りうちわ)作成支援金3万円、同月7日大相撲古河場所における配布物(暴排標語入りうちわ)作成支援金2万円を「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター暴力団排除活動支援金支給規程」により支給

エ 講習・研修事業

○ 不当要求防止責任者講習

実施38回、受講者1,443名(前年比-5回、-216名)に対し講習を実施。うちオンラインによる講習4回、受講者209名(前年比+1回、+37名)。

○ 少年指導委員に対する研修

少年指導員を含む「茨城県少年サポートネットワーク会議」に出席

○ 離脱者就労関係

「茨城県暴力団離脱者就労対策協議会」の開催 (R7. 11. 25)

オ 調査・資料収集事業

暴追センター職員の人材育成及び能力開発のため、各種研修会等に参加

○ 研修会等への参加

- ・ 全国暴力追放相談委員及び講習担当者研修会 (R7. 4. 24)
- ・ 民事介入暴力対策全国拡大協議会函館大会 (R7. 5. 30)
- ・ 関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会総会 (R7. 9. 8)
- ・ 関東弁護士会民事介入暴力対策委員会正副委員長研修会 (R7. 9. 16)
- ・ 全国専務理事・事務局長等研修会 (R7. 9. 26)
- ・ 銀行警察連絡協議会・運営委員会 (R7. 11. 11)
- ・ 全国暴力追放運動中央大会 (R7. 11. 21)
- ・ 関東弁護士会連合会 2025 年度民暴研修会 (R7. 12. 10)
- ・ 茨城県損保警察連絡協議会総会 (R7. 12. 17)
- ・ 茨城県警察視閲式 (R8. 1. 9)

○ 警察、弁護士会との三者協議会の開催

令和 8 年 3 月 17 日、弁護士会館で開催

○ アンケート調査の実施

不当要求防止責任者講習の際に、受講者に対し、過去における暴力団員からの不当要求行為や被害の状況、暴追センターに対する要望等についてのアンケート調査を実施

(2) 収支状況

財団法人の場合

株式会社の場合

(単位：千円)

		金額	摘要
基本財産運用益	営業収益	17,385	基本財産受取等 賛助会員受取会費
受取会費		8,640	
受取補助金等	営業外収益	0	責任者講習事業収益
事業収益		3,029	
その他の収入		0	
経常収益計①	経常収益計①	29,092	
事業費用	営業費用	18,600	人件費、消耗品費、印刷製本費等
管理費用	営業外費用	7,258	
経常費用計②	経常費用計②	25,857	
当期経常増減額③ (①-②)	経常利益③ (①②)	3,235	
経常外収益計④	特別収益計④	0	
経常外費用計⑤	特別損失計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	税引前当期純利益⑥ (②④-⑤)	0	
法人税等⑦	法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	当期純利益⑧ (⑥-⑦)	3,235	
正味財産期首残高⑨	前期繰越損益⑨	826,314	
当期指定正味財産増減額 ⑩	—	▲6,020	基本財産評価益
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	当期末未処分損益累計⑩ (⑧+⑨)	823,529	

(3) 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	8,640	賛助会員受取会費
補助金	0	
委託金	3,029	責任者講習事業収益
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和8年度事業計画

県警察、関係行政機関及び暴力団排除組織・団体等と連携し、県民一体となった暴力団排除活動を展開して、暴力のない安全で住みよい茨城県の実現に向け、次の事業活動を推進する。

(1) 事業内容

ア 広報啓発事業

○ 広報啓発活動の推進

- ・ 広報啓発資料の作成と活用

効果的な暴力団排除活動を推進するため、広報用暴追ティッシュ、暴排ポスター、チラシ、カレンダー等を作成配布し、広報啓発を実施する。

- ・ ホームページによる広報

ホームページの内容を随時更新し充実を図り、暴追センターの概要と事業内容の紹介、暴力団等反社会的勢力と対策の紹介、不当要求防止責任者講習の予定掲示等情報配信を行う。

- ・ 機関誌等の発行

暴追センターの活動状況、事業内容等を紹介した機関誌「暴追茨城」を作成し、関係機関、賛助会員等に配布する。

- ・ ラジオスポット放送の活用

茨城放送のスポット放送を活用し、暴追センターの事業内容、暴追大会日程等についての広報を実施する。

○ 視聴覚教材の無料貸出

暴力団等による暴力的要求行為やクレーマー、カスタマーハラスメント等の不当要求行為等に対する対応要領等を紹介したDVD等を取り揃え、企業、行政機関、暴力団排除活動団体等の要請に応じて無償で貸出を行う。

○ 暴力追放県民大会の開催

県民に広く暴力団排除意識の高揚を図るため、「令和8年暴力追放茨城県民大会」を茨城県、県警察との共催により開催する。

イ 相談・助言事業

○ 暴力団員等による不当な行為に関する被害者等からの相談

暴力団員等による不当な行為全般に関する相談に応じ、問題解決のための助言・指導を行う。

○ 暴力団事務所付近住民等からの相談

暴力団事務所の使用により、付近住民等の生活の平穏又は業務の平穏が害されることを防止するための住民等による暴力団排除活動の支援事業を行う。

○ 少年からの相談

暴力団員の影響を受け、又は受けるおそれのある少年・保護者等からの相談の受理及び生活指導・助言等を行う。

○ 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団離脱希望者からの相談受理及び暴力団離脱のノウハウの教示、就労の相談・雇用企業の確保並びに社会復帰のための助言等を行う。

○ 研修会等への講師の派遣

行政機関をはじめ、地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止のために結成された組織等の研修会等へ講師を派遣し、不当な要求行為による被害を防止するための具体的な対応要領を助言・指導する。

ウ 助成・貸付事業

○ 被害者見舞金

茨城県内で発生した暴力団員による不当な行為の人的被害及び物的被害に関して、被害の程度に応じて10万円を限度として見舞金を支給する。

○ 民事訴訟費用貸付

暴力団員の不当な行為による被害に関する民事訴訟、暴力団排除対策上必要と認められる組事務所明渡し等の民事訴訟及び財産的被害修復の費用について、100万円を

限度として無利子の貸付けを行う。

○ 暴力団追放活動支援金

地域・職域の暴力団追放運動組織の活動に要する経費について、10万円を限度として支援金の支給を行う。

○ 離脱者雇用給付金

暴力団離脱者を雇用した事業者に対して、5万円を限度として雇用給付金を支給する。

エ 講習・研修事業

○ 不当要求防止責任者講習

茨城県公安委員会からの委託を受けて、各事業所、官公庁等から選任された不当要求防止責任者に対し、県内各地での講習会及びオンラインによる講習会を実施する。

受講者の地域、職域別に対応する講習内容に努め、アンケート結果や県警察からの情報提供を踏まえ、最新の暴力団情勢に沿った講習を実施する。

○ 少年指導委員に対する研修

少年指導委員が少年に対する暴力団の勧誘や加入強要等の不当な行為の予防活動に必要な知識を養うため、最新の暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態、不当な行為の対応要領等についての研修を実施する。

オ 調査・資料収集事業

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴排思想の高揚を図るための広報啓発並びに地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止活動が効果的に実施されるために必要な調査、資料収集を行う。

調査・資料収集にあたっては、全国暴力団追放運動推進センター、弁護士会等が主催する研修会への参加、県警察との情報交換、暴力団員による不当な行為に関するアンケート等により、最新の暴力団情勢の調査・資料収集を行い、その内容を事業に反映させる。

(2) 収支計画
財団法人の場合

株式会社の場合

(単位：千円)

		金額	摘要
基本財産運用益	営業収益	12,758	基本財産受取配当金等 賛助会員受取会費
受取会費		17,935	
受取補助金等	営業外収益	0	責任者講習事業収益 受取利息等
事業収益		3,563	
その他の収入		0	
経常収益計①	経常収益計①	30,927	
事業費用	営業費用	22,074	人件費、消耗品費、 印刷製本費等
管理費用	営業外費用	8,853	
経常費用計②	経常費用計②	30,927	
当期経常増減額③ (①-②)	経常利益③ (①-②)	0	
経常外収益計④	特別収益計④	0	
経常外費用計⑤	特別損失計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	税引前当期純利益⑥ (⑤+④-⑤)	0	
法人税等⑦	法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (⑥+⑥-⑦)	当期純利益⑧ (⑦-⑦)	0	
正味財産期首残高⑨	前期繰越損益⑨	838,138	
当期指定正味財産増減額 ⑩	—	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	当期末未処分損益累計⑩ (⑨+⑩)	838,138	

(3) 補助金等の受入予定

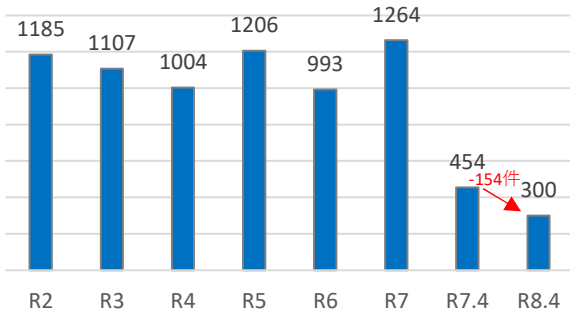
(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	9,400	賛助会員受取会費
補助金	0	
委託金	3,563	責任者講習事業収益
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

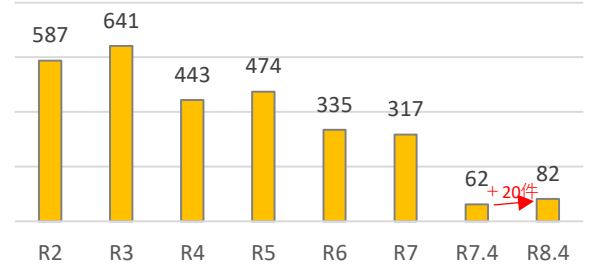
住宅侵入窃盗及び自動車盗の現状と対策

1 住宅侵入窃盗の現状と対策

(1) 認知件数（茨城県）



(2) 検挙件数（茨城県）



・ 5県に渡る空き巣等を敢行していたタイ人被疑者を検挙

(3) 検挙対策

(1) 徹底した現場捜査活動

- ・ 綿密な現場観察や鑑識活動による証拠資料の収集。防犯カメラ画像の回収や聞き込み等による情報収集
- ・ 発生場所、時間帯を予測したよう撃捜査の実施。発生間もない事件や連続発生した際には警察官を集中投入して捜査活動を展開

(2) 盗品捜査

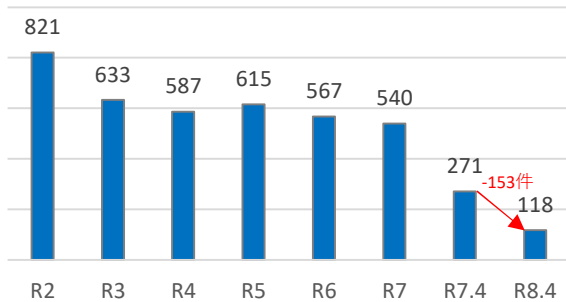
- ・ 他の物と識別できる特徴がある被害品は盗品手配を実施
- ・ 盗品捜査（警察官がリサイクルショップ、質店等を直接訪問し、被害品が売却されていないか確認する捜査）を実施
→被害品の発見、被害者への返還
→被害品の売却事実を端緒に捜査を推進

(3) 窃盗常習者に対する捜査

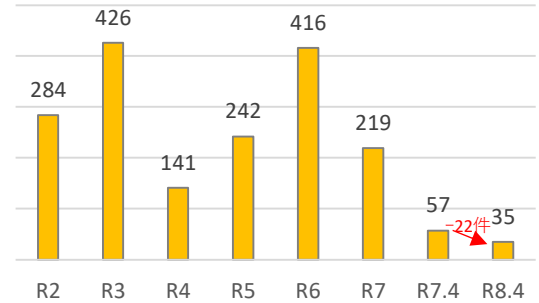
- 犯行手口等から同一の被疑者による連続犯行の発生
→窃盗常習者（窃盗前歴者で、現在も職業的に窃盗を敢行し、将来的にも活発な活動が見込まれる者）に的を絞った捜査を推進

2 自動車盗の現状と対策

(1) 認知件数（茨城県）



(2) 検挙件数（茨城県）



・ 県南、県西地域を中心に自動車盗を敢行していた被疑者を検挙

(3) 検挙対策

(1) 事件分析による犯行グループの早期把握

- ・ 現場での鑑識活動、防犯カメラ画像の回収等の初動捜査を徹底
- ・ 捜査支援システムを活用した事件分析、防犯カメラ画像の解析等から犯行グループを把握→スピーディーな捜査を展開

(2) 合同捜査の推進

- 広域化、組織化する犯行グループの検挙に向けて、他の都道府県警察と情報共有の上、戦略的な合同捜査により捜査体制を強化

(3) 組織実態の解明と各種法令による検挙

- 犯行グループの上位・中枢に位置する被疑者を検挙し、組織を弱体化、壊滅

(4) 自動車関連ヤード対策

- ・ 敷地の周囲を塀で囲んだ「従来のヤード」に加え、大型倉庫等を解体作業場として使用する「倉庫型ヤード」の出現により、違法ヤードが潜在化
- ・ 各種法令を適用し、犯罪に関連しているヤードへの取締りを強化



←従来のヤード

倉庫型ヤード→



解体された盗難車両→



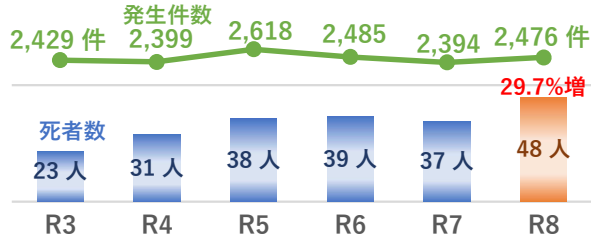
交通事故の総量抑制対策について

第1 高齢者の交通事故防止対策の推進

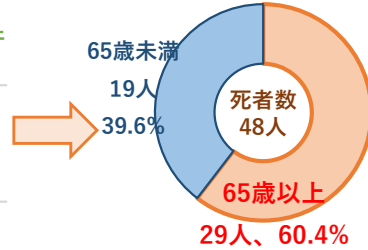
1 交通事故発生状況等(1月～5月)

※ R8は速報値

【交通事故発生件数、死者数等】



【死者数の高齢者構成率】

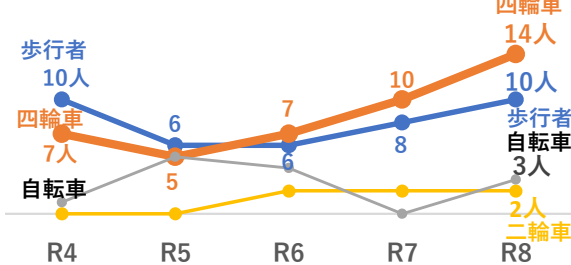


- 交通事故発生件数は2,476件(前年同期比+82件)
- 死者数は48人(前年同期比+11人)、うち高齢者死者は29人(前年同期比+9人)
- 死者数における高齢者構成率は60.4%

2 高齢者の死者数等(1月～5月)

※ R8は速報値

【状態別死者数の推移等】



- 令和6年に「四輪車乗車中」が「歩行中」を上回り、この傾向は本年も顕著に現れている
- シートベルト非着用7人のうち、5人はシートベルト着用なら助かった可能性あり
- 夜間の死者8人全員が反射材非着用

3 交通事故防止対策

- 道路利用者自他の命を守るための取組の推進

- ・ シートベルト着用の促進
- ・ 「光って照らして☆Let's do it☆」の推進
- ・ 安全運転サポート車等の普及啓発



【反射材の貼付】【祖父母への手紙と似顔絵の作成】

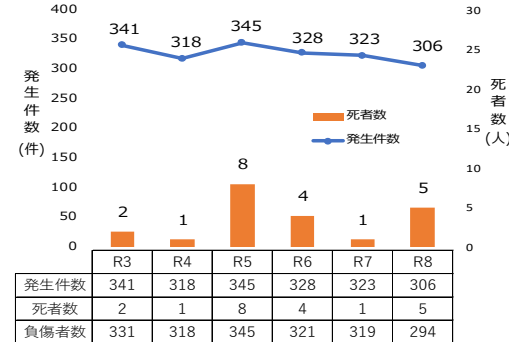
- 世代間交流による意識を醸成するための取組の推進

第2 自転車の交通安全対策の推進

1 自転車の関係する交通事故の発生状況等

※ R8は速報値

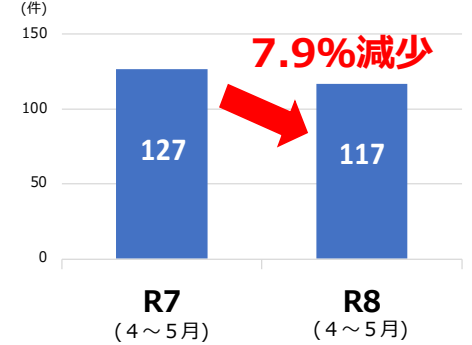
【交通事故発生件数、死者数等(1月～5月)】



※ 死者数、負傷者数は自転車乗車中の者

- 発生件数はほぼ横ばいで推移
- 死者数は昨年同期より増加

【交通事故発生件数(交通反則通告制度導入後)】



- 昨年同期の発生件数と比較して7.9%減少

2 交通事故防止対策

- (1) 交通指導取締りの推進(5月自転車月間)

- 自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした交通指導取締り

【自転車取締り件数(5月末)】

検挙 103件 (前年同期比 +47件)
うち青切符 **11件**
指導警告 2,663件 (前年同期比 +397件)

※ 数値は速報値



【自転車に対する指導取締り】

- (2) 交通安全教育、広報啓発活動の推進

- 新入学期等を捉えた交通安全教育と保護者への働きかけ
- 規範意識を継承する取組
- 学校等の関係機関団体と連携した広報啓発と情報発信



【新入学期等を捉えた交通安全教育と保護者への働きかけ】



【筑波大学と連携した広報啓発】

大規模災害対策

1 災害対処能力の向上

(1) 大規模浸水被害を想定した実戦的訓練

- 日時
令和8年5月26日（火）
- 場所
茨城町 広浦公園（涸沼）
- 参加所属
警備課、航空隊、機動隊、全警察署
- 訓練内容
 - ・ 浸水害時における安全確保
 - ・ 救命ボートを活用した救助
 - ・ 身近なものを活用した活動
 - ・ ロープ結策、担架作成
 - ・ ヘリコプターでのホイスト救助



救命ボートを活用した救助



要救助者

ホイスト救助

(2) 広域緊急援助隊の活動

- 広域緊急援助隊とは
阪神・淡路大震災の教訓から、都道府県の枠を越えて出動し、被災者の救出救助・交通規制・検視等を行う警察の災害対策専門部隊
- 近年の主な出動状況
 - ・ 令和元年東日本台風（本県北地域）
 - ・ 令和5年台風第13号（本県日立市内）
 - ・ 令和6年能登半島地震（石川県内）
 - ・ 令和6年7月25日からの大雨（山形県内）
- 警察署員への指導等
各警察署の訓練に参加するなど、組織全体の対処能力を底上げ



水難救助訓練



警察署員への災害教養

2 関係機関との連携強化

風水害対応図上訓練

- 日時
令和8年5月19日（火）
- 参加機関
警察本部、大宮警察署
茨城県、常陸大宮市役所等
- 訓練内容
 - ・ 災害警備本部の設置・運営
 - ・ 関係機関との情報共有及び各種調整



県災害対策本部での連携
（リエゾン派遣）

警察署と地元消防の合同訓練

- 日時
令和8年1月15日（木）
- 場所
笠間市内 保育園跡地
- 参加機関
機動隊、笠間警察署、笠間市消防本部
- 訓練内容
 - ・ 大規模な土砂災害を想定した救出救助
 - ・ 重機を活用した土砂排除



バックホウを活用した土砂排除

関東管区広域緊急援助隊合同訓練

- 概要
各部隊の練度向上や関係機関との緊密な連携の醸成を図ることを目的に、関東管区警察局と関東管区内の10県警察が平成8年から毎年実施（本年11月に県内で実施予定）
- 参加機関
警察、茨城県、消防、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社茨城県支部、茨城県DMAT、茨城県医師会、茨城県歯科医師会等
- 訓練内容
 - ・ 合同調整所設置訓練
 - ・ 救出救助訓練
 - ・ 緊急交通路確保訓練
 - ・ 多数死体取扱訓練



合同調整所設置訓練



自衛隊との連携